

鳥取県告示第61号

河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項の規定に違反して、許可なく次の河川区域内に設置している橋梁の撤去について、同法第75条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年2月9日

鳥取県土整備部長 谷 口 真 澄

- 1 橋梁の所有者は、平成22年3月11日までに当該物件を一級河川天神川水系加茂川の河川区域内から撤去すること。

橋梁の設置場所 東伯郡三朝町小河内地内 宮の前橋から10メートル下流

- 2 期限内に撤去されない場合は、河川法第75条第3項の規定により河川管理者である鳥取県知事が撤去等必要な措置を講じ、当該撤去等に係る費用は、同法第75条第9項の規定により、1の撤去をしなかった者の負担とする。